

株式会社 アーバス 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることで仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行い、すべての社員がその能力を発揮するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和8年9月30日までの3年9カ月間

2. 内容

目標1：令和8年9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり取得率66%以上とする。

<対策>

- 令和5年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和7年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和7年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年10月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布